

次期調布市男女共同参画推進プラン策定支援委託事業者候補選定プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名 次期調布市男女共同参画推進プラン策定支援委託

(2) 業務の目的

調布市では、第5次調布市男女共同参画推進プランが令和8年度に目標年次を迎えるに当たり、次期プランを策定する。調布市男女共同参画推進プランは、男女共同参画社会基本法、配偶者暴力防止法、女性活躍推進法に基づく計画であり、次期プランでは、新たに「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく計画として位置付けるとともに、社会情勢や調布市の取組状況等を踏まえることが求められる。そうした状況の中、本業務は、令和7年度は次期プランを作成するための基礎資料となる市民意識調査及び事業所意識調査を実施し、令和8年度はそれらの調査結果を踏まえ、年度末までに次期プランを策定することを目的とする。

(3) 業務内容

以下に掲げるとおりとする。なお、内容はプロポーザル実施時点で予定しているものであり、候補者選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。また、プロポーザルにおける企画提案においては、本内容に追加の提案を行うことも可能とする。

ア 令和7年度業務

詳細は別紙1のとおり

(ア) 社会情勢の整理

(イ) 市民意識調査等の実施(調査票の設計・印刷・発送・回収)

市民意識調査は、調査項目35問程度とし、無作為に抽出した市民3,000人を対象とする。また、事業所意識調査は、調査項目25問程度とし、市内企業60社程度を対象とする。調査方法は、市民意識調査及び事業所意識調査とも郵送方式による調査とする。

※ なお、郵送方式に加え回収率向上のため、事業者が新たな方法を提案することは、妨げない。

(ウ) 業務打合せ

(エ) 調査報告書の作成

(オ) 成果物の提出

イ 令和8年度業務(予定)

詳細は別紙2のとおり

(ア) 計画準備

a 業務実施計画書の作成

b 男女共同参画を取り巻く社会情勢や政策動向等の整理

c 関連計画の整理

d 現状整理(現行プランの評価など)

e 次期プラン骨子案等の作成

f 策定委員会等の運営補助

(a) 策定委員会（男女共同参画推進センター運営委員会）の運営補助

(b) 庁内検討会の準備補助

(イ) 次期プランの素案の作成

(ウ) パブリックコメントの実施支援

(エ) 業務打ち合わせ

(オ) 次期プラン及び次期プラン概要版の作成

(カ) 成果物の提出

(4) 業務（履行）期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※ 本事業は、継続事業として年度ごとに契約を締結するが、開始年度の翌年度以降については、予算措置状況や履行状況等を勘案し更新しない場合がある。

2 予算（見積限度額）

令和7年度分：4, 103千円（税込）【委託料】

令和8年度分：4, 334千円（税込）【委託料】

※開始年度の翌年度以降については、調布市議会における予算の議決を前提とする。

3 実施形式 公募型プロポーザル方式

4 参加資格

参加事業者は、申込時に次に掲げる条件を全て満たすものとする。

なお、申込に当たっては、提出された書類の記載事項に虚偽があってはならない。

- (1) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (3) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号）による入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和25年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、その構成員が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (6) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 調布市での競争入札参加資格を有していること。
（営業種目：市場・補償鑑定関係調査業務）

- (9) 過去5年間（令和2年度～令和6年度）に、国、都道府県、特別区、市町村が発注した同種業務（男女共同参画推進に関する計画策定又は改定支援業務）の受託実績が2件以上あること。
なお、調査・分析業務のみの受託実績は含まない。

5 候補者決定方法

以下(1)～(3)の審査を順に行い候補者を決定する。

- (1) 本プロポーザルに応募した事業者に対して、本実施要領（以下「要領」という。）6(2)により提出された参加申込書等により審査を行う。（参加資格審査）
(2) (1)により参加資格を満たした事業者に対して、要領8により提出された企画提案書等により審査を行う。（企画提案書等の書類審査）
(3) (2)による審査を通過した事業者に対して、要領10によるプレゼンテーション審査を行う。

6 募集内容

(1) 募集方法

令和7年6月26日（木）から調布市ホームページに掲載する。

(2) 申込方法及び期間等

本プロポーザルに応募する事業者は令和7年7月9日（水）までに、次の書類を持参又は郵送（必着）にて多様性社会・男女共同参画推進課へ提出すること。持参する場合は開庁時間内（午前8時30分から午後5時まで）に提出すること。

ア 参加申込書（様式1） 正本1部

イ 参加資格要件確認書（様式2） 正本1部

ウ 会社概要（様式任意 パンフレット可） 正本1部 副本7部

※ 事業者名、代表者名、資本金、事業内容、業務担当支店又は営業所等の名称及び所在地が記載されていること。

エ 業務実績調書（様式3） 正本1部 副本7部

※ 副本は事業者が特定されないよう、名称等がわからないようにすること。

(3) 質疑及び回答

応募する事業者は、本プロポーザルに関して質疑がある場合、令和7年6月26日（木）から令和7年7月2日（水）までに、電子メールにて多様性社会・男女共同参画推進課へ送信すること。

回答は令和7年7月4日（金）までに、随時調布市ホームページに掲載する。回答は、応募に必要と判断される質問のみについて行うこととし、応募に必要ないと判断した質問の場合はその旨を回答する。また、質問が応募に必要であるか判断しがたい場合は、当該質問を行った事業者に質問主旨を確認する。

7 参加資格審査

(1) 審査対象

応募した全事業者とする。

(2) 審査方法

提出された応募書類により、多様性社会・男女共同参画推進課が審査を行う。

(3) 審査結果の通知等

参加資格の審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対し参加資格審査結果通知書により、令和7年7月10日（木）に書面及び電子メールにて通知する。

なお、参加資格が満たないと判断された事業者は、その理由について、令和7年7月14日（月）までに書面又は電子メールにより説明を求めることができる。また、回答は令和7年7月15日（火）までに書面又は電子メールにより行う。

8 企画提案書等の作成方法等

(1) 提出書類及び期限等

要領7 参加資格審査により参加資格を満たすとされた事業者は、令和7年7月18日（金）までに、次の書類を持参又は郵送（必着）により、多様性社会・男女共同参画推進課へ提出すること。

書類	様式	部数	備考
企画提案書	様式4（表紙のみ） 企画書は任意様式	正本1部 副本7部	・業務の目的を踏まえ、業務内容を達成するために必要な業務実施方法等について、A4版15ページ以内（表紙及び裏表紙を除く。文字サイズ10.5pt以上。長辺綴じ）で記載する。 様式は自由とする。 ・副本は事業者が特定されないよう、名称等がわからないようにすること。
見積書	任意様式	正本1部 副本7部	・予算（見積限度額）を超えないこと。 ・内訳書も添付すること。 ・副本は事業者が特定されないよう、名称等がわからないようにすること。
業務スケジュール	任意様式	正本1部 副本7部	・副本は事業者が特定されないよう、名称等がわからないようにすること。

(2) 提出資料作成上の留意点

ア 要点を押さえて、わかりやすく記載すること。

イ 業務の目的を捉え、業務内容を達成するために必要な業務推進方法等について記載すること。

(3) 質疑及び回答

事業者は、企画提案に関して質疑がある場合、令和7年6月26日（木）から令和7年7月11日（金）までに電子メールにて多様性社会・男女共同参画推進課へ送信すること。

回答は、令和7年7月15日（火）午後5時までに、電子メールにて、寄せられた全事業者からの質疑について、全事業者に対して行う。

(4) 注意点

ア 提案は、参加事業者1者につき、1提案とする。

イ 受付後の提出書類の追加及び修正は、原則認めないこととする。

9 一次審査（企画提案書等の書類審査）

(1) 審査方法

次期調布市男女共同参画推進プラン策定支援委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて審査を行う。詳細は要領11のとおり。

(2) 審査結果の通知等

書類審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対し、令和7年7月30日（水）に書面及び電子メールにて通知する。

なお、一次審査を通過しなかった事業者は、その理由について、令和7年8月4日（月）までに書面又は電子メールにより説明を求めることができる。また、回答は令和7年8月5日（火）までに書面又は電子メールにより行う。

10 二次審査（プレゼンテーション審査）

(1) 審査対象

一次審査を通過した事業者を対象とする。

(2) 審査実施日

令和7年8月7日（木）

(3) プレゼンテーション資料について

プレゼンテーションに当たっては、企画提案書において示した、実際に市との受託業務に携わる主たる担当者が必ず出席し、当該主たる担当者が、企画提案書（企画提案書をスクリーンに投影）を用いて、提案内容説明（15分）と質問への回答（15分）を行うこと。

なお、副本は事業者が特定されないよう、名称等がわからないようにすること。

(4) 審査方法

審査委員会にて審査を行う。詳細は要領11のとおり。

(5) 審査結果の通知等

プレゼンテーション審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対しプロポーザル審査結果通知書により、令和7年8月12日（火）に書面及び電子メールにて通知する。

なお、プレゼンテーション審査を通過しなかった事業者は、その理由について、令和7年8月15日（金）までに書面又は電子メールにより説明を求めることができる。また、回答は令和7年8月21日（木）までに書面又は電子メールにより行う。

1 1 審査概要

(1) 審査委員会

審査委員会を設置し、企画提案等の審査を行う。

審査委員会の委員は、以下に掲げる職にある者をもって充てる。

- ア 総務部人事課人材確保育成・女性活躍推進担当係長
- イ 市民部市民相談課市民相談係長
- ウ 生活文化スポーツ部多様性社会・男女共同参画推進課長
- エ 生活文化スポーツ部産業振興課産業労働支援係長
- オ 子ども生活部子ども育成課相談係長

(2) 選定方法

ア 一次審査（企画提案書等の書類審査）

(7) 各委員は、企画提案書等の書類を審査基準に照らして審査し、採点をしたうえで、評価得点の高い参加事業者から順位を定める。なお、評価得点については二次審査に引き継がれるものとする。

(イ) (7) により、複数の参加事業者において評価得点が同点のときは、各委員は総合的な評価により、当該参加事業者の順位を定める。

(ウ) (7) 及び(イ)により、委員から第1位の順位を獲得した数の多い事業者から順に上位4事業者までを一次審査通過者として選定する。なお、複数の参加事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該参加事業者において第2位の順位獲得数の多い参加事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該参加事業者において、各委員の評価得点の合計が高い参加事業者を上位とする。

イ 二次審査（プレゼンテーション審査）

(7) 委員は、参加事業者からのプレゼンテーションを受け、審査基準に照らして採点をしたうえで、一次審査の評価得点との合計が高い参加事業者から順位を定める。

(イ) (7) により、複数の参加事業者において評価得点が同点のときは、各委員は総合的な評価により、当該参加事業者の順位を定める。

(ウ) (7) 及び(イ)により、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者（最優秀提案者）を委託事業者候補として選定する。なお、複数の参加事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該参加事業者において第2位の順位獲得数の多い参加事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該参加事業者において、各委員の一次審査および二次審査の評価得点の合計が最も高い参加事業者を上位とする。

(エ) 複数の事業者から応募があった場合は、第2位の順位以下についても定めるものとする。

ウ 最低基準

候補者の選定に当たっては、評価に最低基準を設け、事業者の評価が最低基準に満たない場合は、当該事業者を候補者として選定しない。

エ その他

(7) 候補者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めることができるものとする。

(イ) 複数の事業者を審査した場合は、第2位以下についても順位を定めるものとする。

(3) 候補者の決定

審査委員会は選定結果を市長に報告する。市長は当該報告に基づき候補者を決定する。

(4) 審査・評価の視点・基準・配点

ア 書面審査（各委員1人50点）

(7) 業務の理解度（業務の目的・特性の理解等）

(イ) 業務執行技術力（業務を遂行するために必要な知識・経験等）

(ウ) 企画内容（実施手順・工程の妥当性、設定項目の妥当性・具体性、内容の独創性・実現性、実施手法の適格性・妥当性）

(エ) 資料の作成・調達力（適正かつ的確な資料作成）

(オ) 価格（設定した見積限度額との差異。価格の妥当性）

(カ) 実施体制（業務に適した担当者数や配置・構成等）

(キ) 予定担当者（業務に適した経験、技術、資格等）

(ク) 業務実績（同種又は類似業務の実績）

イ プレゼンテーション審査（各委員1人50点）

(7) 説得力・論理性

(イ) 要点を抑えているか

(ウ) 関係法令や本市の実情を把握しているか

(エ) 取組姿勢

(オ) 内容の独創性・実現性

12 実施日程

	年 月 日	曜 日	内 容
(1)	令和7年6月25日	水	審査委員会
(2)	6月26日	木	公示（ホームページへの掲載） 本プロポーザルに関する質問受付開始日
(3)	7月2日午後5時	水	本プロポーザルに関する質問締切日時
(4)	7月4日午後5時	金	本プロポーザルに関する質問回答日時
(5)	7月9日午後5時	水	参加申込締切日時
(6)	7月10日	木	参加資格審査結果通知日 企画提案に関する質問受付開始日
(7)	7月11日午後5時	金	企画提案に関する質問締切日時
(8)	7月14日午後5時	月	参加資格審査結果に対する質問締切日時

(9)	7月15日午後5時	火	参加資格審査結果に対する質問回答日時
(10)	7月15日午後5時	火	企画提案に関する質問回答日時
(11)	7月18日午後5時	金	企画提案書等締切日時（必要書類提出期限）
(12)	7月29日	火	審査委員会（企画提案書等の書類審査）
(13)	7月30日	水	書類審査結果通知及びプレゼンテーション審査開催通知
(14)	8月4日午後5時	月	書類審査結果に対する質問締切日時
(15)	8月5日午後5時	火	書類審査結果に対する質問回答日時
(16)	8月7日	木	審査委員会（プレゼンテーション審査）
(17)	8月12日	火	最終選定結果（プレゼンテーション審査結果）の通知日
(18)	8月15日午後5時	金	最終選定結果に対する質問締切日時
(19)	8月21日午後5時	木	最終選定結果に対する質問回答日時

1.3 参加の辞退

本プロポーザルの参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡のうえ、事業者名、代表者名、担当者名を明記した参加辞退届（任意様式）を多様性社会・男女共同参画推進課に持参又は郵送すること。参加辞退届は、調布市長宛とすること。

1.4 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）（以下、「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容及び方法等

ア 本プロポーザルの募集内容、選定結果について、調布市ホームページで公表する。

イ 候補者決定後において、候補順位が2位以下の事業者名は公表しない。

ウ 候補者決定前においては、参加事業者数、参加事業者名その他参加事業者に関する情報については公表しない。

1.5 その他の留意事項

(1) 事業者から提出された書類等の取扱い

ア 提出書類等に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。

イ 提出書類等は、理由の如何にかかわらず返却しない。

ウ 提出書類等は、選定等を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

(2) 必要経費

本プロポーザルに要した費用は、事業者の負担とする。

(3) 失格要件

次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続に参加できないものとする。

また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

ア 要領 4 に掲げた条件を満たしていない、又は、選定までに満たさなくなった場合

イ 書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。

ウ 書類等に不備がある場合（必要事項が未記入等）

エ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合

オ 書類等に虚偽の記載があった場合

カ 見積書の金額が要領 2 に掲げる見積限度額を超える場合

キ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合

ク 談合その他の不正行為等、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合

ケ 上記に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(4) 契約

ア 本プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

イ 候補者を選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。

ウ 事業を実施するうえで、仕様の変更が余儀なくされる場合、双方の協議により定めることができるものとする。

エ 候補者の決定以後に、要領 4 に掲げる条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。

オ 本事業は、継続事業として年度ごとに契約を締結するが、開始年度の翌年度以降については、予算措置状況や履行状況等を勘案し更新しない場合がある。

1 6 事務局（問い合わせ・書類提出先）

調布市生活文化スポーツ部多様性社会・男女共同参画推進課 担当：伊藤・佐藤

〒182-0022 調布市国領町 2 丁目 5 番地 1 5 コクティール 3 階（市民プラザあくろす内）

電 話：042-443-1213

F A X：042-443-1212

Email：danjyo@city.chofu.lg.jp